

1．議事日程第4号

(平成21年第12回大口町議会定例会)

平成21年12月16日

午前9時30分開議

於 議 場

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第88号 大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正についてから議案第95号 明日の学校づくり施設整備事業大口北っ子わくわく小学校整備工事(第1工区)請負契約の変更について並びに請願第2号 「所得税法第56条の廃止を求める意見書」提出を求める請願書から請願第4号 年金のマイナス物価スライド実施中止を政府に求める意見書を提出する請願書まで(委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決)
- 日程第3 議案第97号 固定資産評価員の選任について(討論・採決)
- 日程第4 議員提出議案第11号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書提出について(提案説明・質疑・討論・採決)
- 日程第5 議案第98号 財産の取得について及び議案第99号 財産の取得について(提案説明・質疑・討論・採決)

2．出席議員は次のとおりである。(15名)

1番	吉田正	2番	田中一成
3番	柘植満	4番	岡孝夫
5番	宮田和美	6番	酒井廣治
7番	丹羽勉	8番	土田進
9番	鈴木喜博	10番	齊木一三
11番	吉田正輝	12番	木野春徳
13番	倉知敏美	14番	酒井久和
15番	宇野昌康		

3．欠席議員は次のとおりである。(なし)

4 . 地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	森 進	副 町 長	大 森 滋
教 育 長	長 屋 孝 成	健康福祉部長	村 田 貞 俊
建 設 部 長 兼都市整備課長	近 藤 定 昭	総 務 部 長 兼政策推進課長	近 藤 則 義
生涯教育部長	三 輪 恒 久	会 計 管 理 者	星 野 健 一
学校教育課長	近 藤 孝 文		

5 . 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議会事務局長	小 島 幹 久	議 会 事 務 局 長 次	佐 藤 幹 広
--------	---------	------------------	---------

開議の宣告

議長（齊木一三君） それでは、皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は15人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

（午前 9時30分）

諸般の報告

議長（齊木一三君） 日程第1、諸般の報告を行います。

各常任委員長より、委員会審査報告書が提出されましたので、その写しをお手元に配付いたしました。

以上で、諸般の報告を終わります。

議案第88号から議案第95号まで並びに請願第2号から請願第4号までについて（委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決）

議長（齊木一三君） 日程第2、議案第88号 大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正についてから議案第95号 明日の学校づくり施設整備事業大口北っ子わくわく小学校整備工事（第1工区）請負契約の変更について、並びに請願第2号 「所得税法第56条の廃止を求める意見書」提出を求める請願書から請願第4号 年金のマイナス物価スライド実施中止を政府に求める意見書を提出する請願書までを一括議題といたします。

委員長報告、委員長報告に対する質疑を行います。

各常任委員長から、委員会の審査経過及び結果について報告を求めます。

総務建設常任委員長 倉知敏美議員。

総務建設常任委員長（倉知敏美君） 改めまして、皆様おはようございます。

議長さんの御指名をいただきましたので、去る12月4日、本会議におきまして総務建設常任委員会に付託されました5議案と1請願につきまして、その審査の内容と結果を御報告申し上げます。

当委員会は、12月10日の午前9時30分から、第1委員会室にて7名の委員と、森町長、大森副町長以下関係職員の出席を得まして、慎重に審査いたしました。

最初に請願から審査を始めましたので、請願の方から順次御報告を申し上げます。

請願第2号 「所得税法第56条の廃止を求める意見書」提出を求める請願書につきましては、委員の許可をいただいて請願者の意見の陳述を認めまして、さらには委員の一人でもある紹介

議員のコメントもいただいてから審査に入りました。

ここで、所得税法57条の青色専従を適用すれば56条の規定は合理的であり、家族従事者が不平等とは言えないから請願には反対であるという意見や、経験上、特別の不合理も感じなかったという意見のほかに、逆に労働の対価としての報酬を認めるのは当然であって、家族従事者の所得はあってしかるべきであるという意見もありました。

採決の結果、賛成少数のため、請願第2号は不採択すべきものと決しました。

続きまして議案の審査に入りました。

まず、議案第88号 大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について、質疑に入りました。

ここで、人事院勧告が出てから、なぜ1年も先延ばししたのか。この改正で、特別休暇に關しまして臨時職員はどう変わるのかとの質問に対しまして、住民サービスの低下という懸念があつてちゅうちょがあつたと。特別休暇の臨時職員に対する保障は、近隣市町同様ありませんとの答弁がありました。そこで、住民サービスの低下を招くことのない勤務形態を工夫できないかとの質問に、考えてはいないとお答えでございました。さらに、工夫の余地はないのかとの問いに、少人数で業務をこなしている現状では考えてみるが、即答はし切れないという答弁がありました。したがいまして、住民の皆さんに御不便をかけないような工夫を真剣になすべきであるとの指摘がございました。

そのほか発言もなく、採決の結果、全員賛成で議案第88号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第89号 大口町職員等の旅費に関する条例の一部改正について審査に入りましたが、特に質疑もなく、採決の結果、全員の賛成をもって議案第89号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

引き続き、議案第90号 平成21年度大口町一般会計補正予算(第7号)(所管分)及び議案第92号 平成21年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)につきましても、特に質疑もなく、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議案第93号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について審査に入りました。

ここで、市町村合併などの影響を受けて、退職組合の基金などの減少によって支障を来すことはないかという質問がありました。これに対しまして、3年ぐらい前に退職手当組合で中期的なシミュレーションのもとで負担率の改定計画を立てているという状況は聞いておりますという答弁がございました。

そのほかには発言もなく、採決の結果、全員の賛成をもって議案第93号は原案のとおり可

決すべきものと決しました。

以上で、総務建設常任委員会に付託されました議案と請願の審査の内容と、結果の御報告を終わらせていただきます。

議長（齊木一三君） 総務建設常任委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

それでは続いて、文教福祉常任委員長 丹羽勉議員。

文教福祉常任委員長（丹羽 勉君） 皆さん、改めましておはようございます。

議長の御指名をいただきましたので、去る12月4日本会議におきまして文教福祉常任委員会に付託を受けました議案4件と請願2件の審査内容と、その結果について御報告します。

委員会は、12月9日水曜日午前9時30分より10時30分まで、第1委員会室において、委員全員と、説明員として町長初め関係職員の出席を得て、慎重に審査いたしました。

付託を受けました議案は、既に本会議において説明を受けておりますので、直ちに質疑に入りました。

初めに、議案第90号 平成21年度大口町一般会計補正予算（第7号）（所管分）について質疑に入りました。町長のマニフェストで今回の補正予算に盛り込まれているものは何かあるかとの質問に、今回の補正予算にはないとの答弁がありました。マニフェストには2009年から給食費を減額すると書かれているが、どのように考えているかという質問に、給食費は予算をつけて減額するのではなく、行政コストの削減、事務事業の見直しとかで捻出する財源を使って家庭の負担を軽減するという考え方でマニフェストに記載したもので、まだ詰めができていないので今定例会には提案していないとの答弁がありました。さらに、給食費の軽減はいつの議会で提案するのかという質問に、マニフェストに掲げた事項は、議会に報告し、公表するが、今ここで具体的にいつということはお答えできないとの答弁がありました。

自殺対策補助金が印刷製本費に計上されているが、具体的にはどのような自殺対策事業を展開するのかという質問に、A3判のカラー刷りを全戸配布し、PRする予定との答弁がありました。さらに、消防統計には、みずからの体に傷をつける自損行為という項目があり、丹羽消防管内では年間20件を超える状況である。町内でも自損行為により救急搬送される人が多いことを認識し、町も本気で対策をとるべきではないかとの質問に、現状を真摯に受けとめ、対応するとの答弁がありました。

北小学校の工事の進捗状況についての質問に、工程としてはプラ・マイ・ゼロで進んでいる

との答弁がありました。

可燃ごみの減量状況と、剪定枝の処理費、運搬費等についての質問に、可燃ごみの減量状況は、19年度と20年度の比較で162トン、率にして家庭系4.67%、事業系6.51%の減量で、剪定枝の処理費等は21年10月末現在2,320名の方により293.5トンが搬入され、これに係る費用で割り返すと、処理費、運搬費、処理先でのチップ化に要する費用は、トン当たり21,134円となるとの答弁がありました。さらに、毎年12月の補正予算に計上されているが、来年度の見通しについての質問に、年々増加する処理費の減額対策として、剪定枝をチップ化し、運搬費の軽減を図るほか、チップ化したものを公園、道路等の公共施設の雑草抑制材に使えないか検討しているとの答弁がありました。

その他の質問にも適切に答弁がなされ、採決の結果、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第91号 平成21年度大口町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）及び議案第94号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更については、特に質疑もなく、採決の結果、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第95号 明日の学校づくり施設整備事業大口北っ子わくわく小学校整備工事（第1工区）請負契約の変更について質疑に入りました。

請負残が減額補正されているが、今後請負契約に増額変更が生じた場合はどうするのかという質問に、補正後も2,000万円弱残しているので、それに対応するとの答弁がありました。

その他質疑もなく、採決の結果、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、請願第3号 ボッシュ・レックスロス名古屋工場の閉鎖問題についての請願書の審査に入りました。

企業が存続をかけて統廃合の決断をしたもので、議会が介入することはなじまないのでは不採択という意見が出されました。名古屋工場の閉鎖は、従業員100人のほか、下請企業90社にも及びその影響の大きさを考え、決議を上げるべきだという意見が出されました。

その他意見もなく、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

続いて、請願第4号 年金のマイナス物価スライド実施中止を政府に求める意見書を提出する請願書の審査に入りました。

物価スライドで年金額は上がってきたので、下がる時は下げる、痛みは平等に分かち合うべきで反対という意見が出されました。物価スライドで年金額が引き下がることは想定外で、右肩上がりを想定した年金制度の趣旨に外れること、積立金を活用すれば国家財政にも影響は

ないことから、請願に賛成という意見が出されました。

その他意見もなく、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

以上で、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案4件と請願2件の審査の内容と、結果の報告を終わらせていただきます。

議長（齊木一三君） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

以上で、委員長報告、委員長報告に対する質疑を終了いたします。

これより討論・採決に入ります。

議案第88号 大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第88号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第89号 大口町職員等の旅費に関する条例の一部改正について討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第89号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第90号 平成21年度大口町一般会計補正予算（第7号）の討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第90号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第91号 平成21年度大口町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第91号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第92号 平成21年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)の討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第92号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第93号 愛知縣市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第93号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第94号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第94号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第95号 明日の学校づくり施設整備事業大口北っ子わくわく小学校整備工事(第1工区)請負契約の変更について討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第95号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

請願第2号 「所得税法第56条の廃止を求める意見書」提出を求める請願書の討論に入ります。

委員長の報告が不採択でありますので、この請願を採択することに賛成の方から発言を許します。

(挙手する者あり)

議長(齊木一三君) 田中一成君。

2番(田中一成君) 請願の趣旨は、所得税法56条、ここで配偶者とその親族が事業に従事し

たとき、対価の支払いは必要経費に算入しない。家族従事者に対して、その対価の支払いは必要経費と認めないという、この56条が所得税法の本則ですね。57条の方は、特例措置を定めているにすぎないものであります。そこでは、配偶者の場合は86万円、配偶者以外の場合は50万円までは控除を認めると、こう言っているわけであります。

しかし、諸外国ではどうなのか。既に皆さんも御承知のことと思いますけれども、アメリカでは家族従業員であるか否かを問わず、正当な給与は事業経費として控除できるとなっております。イギリスでも、事業目的のために行われたものについて事業上の経費として控除できるとしております。ドイツでも、事業経費として支払われた金額をすべて控除するのが原則となっております。フランスでも、家族従業者に対する報酬は損金、または必要経費として控除できるとしております。韓国でも、従業員には配偶者、扶養親族も含まれ、給与は事業所得の必要経費と認められております。オランダでもスウェーデンでも同じであります。それでは、日本の国会、地方議会などではどうなのか。この56条の矛盾について、百数十の自治体の議会が既にこれを廃止するように意見書を上げているところでもあります。

国会では、昨年4月の経済産業委員会では、中小企業事業承継円滑化法案の審議の中で、国税庁は、諸外国では家族従業者に対し支払われる給料は、第三者に支払う給料と同様に必要経費として認められていると回答し、経済産業大臣も、税制度の理屈を整備した上で形態を考えることは、あらゆる税制度で取り組まなければならないと答弁をしております。2007年10月の国会請願では、85名に上る超党派の衆参国會議員の方々が請願の紹介議員になっているなど、56条廃止への理解が大きく広がっております。中小企業庁との話し合いでも、所得税法第56条は古い法律であり、第57条のように86万、50万円と低額になっているのも、むしろ正当でなく、勤労報酬を正当に認めることではないかと認識が一致しているところでもあります。

ことし3月24日の参議院財政金融委員会では、日本共産党の大門実紀史議員の質問に対し、財務大臣は、自治体から所得税法第56条の廃止を求める意見書も届いていることは承知をしており、研究しますと、これまでより一步踏み込んだ答弁をしているところでもあります。また、4月23日の委員会では、主税局長が税制改革で研究していくと答弁をし、6月1日に行った財務省担当官と民商婦人部などとの懇談でも所得税担当者から同様の発言があり、認識が一致しているところでもあります。

所得税法56条は、戦前の家父長的なそうした物の考え方を残した遺物であると言われております。今、女性差別撤廃条約の問題も一般質問させていただきましたけれども、男性も女性もすべて平等でなければならない。働いている者については、その報酬を正当に認めなければならないことは、近代社会では当然のことになっているのであります。そうした意味で、今、所得税法56条廃止の動きが地方でも国会内でも、いずれ時間の問題だと言われてい

問題になっているところであります。こうした問題についての認識が浅いと、また女性差別撤廃条約、こうした趣旨に基づいて男女平等、男性も女性も働いていることについては平等に評価しなければならない当然の考え方でありますけれども、そうした考え方からいっても、この所得税法第56条は廃止するのが当然であり、この請願について議員同士の皆さんが採択をしていただきますようお願い申し上げまして、私の意見とさせていただきます。

議長（齊木一三君） 次に、反対の方の発言を許します。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 土田進議員。

8番（土田 進君） 所得税法第56条については、請願趣旨に述べられているとおり、居住者と生計を一にする親族間では経理処理を認めないというものであります。しかしながら、家業に従事するため給与の支払いが認められないという不合理性を解消するため、所得税法第57条において適正な給与支払いによるものは青色申告により認められております。この法の趣旨は、白色申告では適正な給与支払いか否かの判断もつけがたく、青色申告なら不正防止が可能であるとの考え方からこのような制度になっていると思います。よって、57条の青色専従が適用されれば家族従事者が不平等とは言えず、所得税法第56条の規定は合理的と認められ、所得税法56条の廃止を求める意見書提出を求める請願に反対するものであります。

議長（齊木一三君） これをもって討論を終わります。

続いて、請願第2号の採決に入ります。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。

この請願を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（齊木一三君） 起立少数であります。よって、請願第2号は不採択とすることに決定をいたしました。

請願第3号 ボッシュ・レックスロス名古屋工場の閉鎖問題についての請願書の討論に入ります。

委員長報告が不採択でありますので、この請願を採択することに賛成の方から発言を許します。

ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） 議長のお許しがございましたので、ボッシュ・レックスロス名古屋工場

の閉鎖問題についての請願について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

文教福祉常任委員会の中では、一企業の経営について議会がとやかく言うことができないという意見もございましたが、その一企業には100人以上の従業員とその家族、そして90社以上の下請企業の経営と、その従業員とその家族の生活がかかっている以上、住民の暮らしの安定を図るために議会が意見を申し述べることは当然のことであると私は考えております。

ポッシュ・レックスロス名古屋工場の閉鎖反対決起集会、11月27日にありました。その中で、従業員は解雇すると会社は言っていないが、茨城県や栃木県に移動できない人は退職せざるを得ない、こういう状況があります。組合の調査では、移動できないと明確に表明している人も既に現在おられるそうであります。90社に及ぶ下請企業は、この不況の中で重大な経営危機を招く状況にこのままではなってしまうのではないのでしょうか。私が一番心を痛めるのは、組合の資料によれば、会社の役員報酬、08年までの3年間で2億8,000万円にも上り、会社の純利益も08年までの3年間で23億円もあるにもかかわらず工場閉鎖をするということであります。

委員会の中でお話をさせていただきましたけれども、中小企業を経営している皆さんは、この不況の中で従業員の雇用を守るために身銭を切って、経営者である自分の報酬も受け取らずに頑張っている人が多いのではないのでしょうか。ポッシュ・レックスロス社にはそういう努力をしていただき、工場閉鎖をしないように、大口町議会はこの請願に対して決議すべきであります。ぜひ御賛同いただきますようお願いを申し上げます。以上です。

議長（齊木一三君） 次に、反対の方の発言を許します。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 木野春徳議員。

12番（木野春徳君） それでは、反対の立場で討論をさせていただきます。

請願にも述べられているとおり、従業員の方々の心情は大変なものがあるかと思えます。また、企業も下請企業の経営を守り、従業員の生活と働く権利を守る社会的な責任があるとは思えます。しかしながら、今回の請願は、一民間企業における工場閉鎖、統合といった経営方針にかかわる問題であり、ポッシュ・レックスロス名古屋工場の閉鎖問題についての請願については不採択とするものであります。以上です。

議長（齊木一三君） これをもって討論を終わります。

続いて、請願第3号の採決に入ります。

この請願に対する委員長の報告は不採択であります。

この請願を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（齊木一三君） 起立少数であります。よって、請願第3号は不採択とすることに決定いたしました。

請願第4号 年金のマイナス物価スライド実施中止を政府に求める意見書を提出する請願書の討論に入ります。

委員長報告が不採択でありますので、この請願を採択することに賛成の方から発言を許します。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） それでは、議長のお許しがありましたので、年金のマイナス物価スライド実施中止を政府に求める意見書を提出する請願の賛成討論をさせていただきます。

文教福祉常任委員会では、国の財政も大変なときだから年金の引き下げもやむを得ないのではないかという意見もありました。税収の大幅な落ち込みもあり、国の財政も大変なときとなっているということは私も認識をするわけでありますけれども、年金の支給については120兆円とも言われるような積立金がありますので、これを活用すれば国の財政と関係なく物価スライドによる年金の減額を行わなくてもよいというものであります。この積立金は、これまでほとんど取り崩されることがなく、株などの投資に失敗したとき以外減ることはありませんでした。年金の積立金は、投資市場の活性化のために使うのではなく、年金受給者のために使う、これが積立金の正しい使い方ではないでしょうか。

そもそも年金制度は、物価が上がることを前提に考えられている制度であります。物価が下がることを想定していない以上、マイナス物価スライドは実施しないことが100年安心の年金になるのではないのでしょうか。

また、小泉政権のときには保険料の掛けた金額の2倍もらえると宣伝していましたが、マイナス物価スライドを実施すればするほど、また一方で、保険料は毎年値上がりする仕組みがつくられているので、年金が下がっていくわけですから、掛けた金額の2倍もらえなくなる可能性が出てきます。これでは、現在、年金保険料を支払っている世代からの年金に対する信頼をますます損ねていくのではないのでしょうか。年金受給者には、医療費や介護保険料などの負担の増大などにより、マイナス物価スライドは生活を困窮させていくものになります。議員の皆さん方にも、年金が少なくて生活するのも大変だという住民の声が届いていることだろうと思います。そうした声にこたえるためにも、この請願に御賛同いただきますようお願いをいたします。以上です。

議長（齊木一三君） 次に、反対の方の発言を許します。

ありませんか。

(挙手する者あり)

議長 (齊木一三君) 宮田和美議員。

5 番 (宮田和美君) ただいま吉田議員の方から御意見がございました。我々文教委員会でもいろいろ精査させていただきました。その中で、私は反対の立場でこの意見を申し上げることをお許し願います。

現在の年金支給額自体そのものが、やはり低額な制度の中でさらに物価スライドで減額されます。年金生活者には厳しいものと、私たちも思います。わかります。しかし、先ほど言われましたように、現在、本当にデフレ傾向にあり、民間給与はもとより、我々議員の手当や公務員の給与も削減されていることは御承知のとおりでございます。そうした中で年金制度を維持していくためにも、年金のマイナススライドはいたし方がないものと考えております。年金のマイナス物価スライド実施中止を政府に求める意見書を提出する請願に反対する者の一人として意見を述べます。以上です。

議長 (齊木一三君) これをもって討論を終わります。

続いて、請願第 4 号の採決に入ります。

この請願に対する委員長の報告は不採択であります。

この請願を採択することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

議長 (齊木一三君) 起立少数であります。よって、請願第 4 号は不採択とすることに決定をいたしました。

議案第 97 号について (討論・採決)

議長 (齊木一三君) 日程第 3、議案第 97 号 固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

議案第 97 号 固定資産評価員の選任について、討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (齊木一三君) 討論なしと認めます。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (齊木一三君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

議員提出議案第11号について（提案説明・討論・採決）

議長（齊木一三君） 日程第4、議員提出議案第11号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

木野春徳議員。

12番（木野春徳君） 議長さんの御指名を受けましたので、議員提出議案第11号について議案の朗読をもって提案説明とさせていただきます。

議員提出議案第11号

改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を、大口町議会会議規則第13条の規定により提出する。

平成21年12月16日提出

提出者	大口町議会議員	木野春徳
賛成者	大口町議会議員	吉田正
〃	大口町議会議員	岡孝夫
〃	大口町議会議員	宮田和美
〃	大口町議会議員	丹羽勉
〃	大口町議会議員	鈴木喜博
〃	大口町議会議員	酒井久和

改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書

経済・生活苦での自殺者が年間7,000人に達し、自己破産も18万人を超え、多重債務者が200万人を超えるなどの深刻な多重債務問題を解決するため、2006年12月に改正貸金業法が成立し、出資法の上限金利の引き下げ、収入の3分の1を超える過剰貸付契約の禁止（総量規制）などを含む同法が完全施行される予定である。

改正貸金業法成立後、政府は多重債務者対策本部を設置し、同本部は 多重債務相談窓口の拡充、セーフティネット貸付の充実、ヤミ金融の撲滅、金融経済教育を柱とする多重債務問題改善プログラムを策定した。そして、官民が連携して多重債務対策に取り組んできた結果、多重債務者が大幅に減少し、2008年の自己破産者数も13万人を切るなど、多重債務対策は確実に成果を上げつつある。

他方、一部には、消費者金融の成約率が低下しており、借りたい人が借りられなくなってい

る。特に昨今の経済危機や一部商工ローン業者の倒産などにより、資金調達が制限された中小企業者の倒産が増加していることなどをことさらに強調して、改正貸金業法の完全施行の延期や貸金業者に対する規制の緩和を求める論調がある。

しかしながら、1990年代における北海道拓殖銀行、山一証券の破綻などに象徴されるいわゆるバブル崩壊後の経済危機の際は、貸金業者に対する不十分な規制の下に商工ローンや消費者金融が大幅に貸し付けを伸ばし、その結果、1998年には自殺者数が3万人を超え、自己破産者も10万人を突破するなど多重債務問題が深刻化した。

改正貸金業法の完全施行の先延ばし、金利規制の貸金業者に対する規制の緩和は、再び自殺者や自己破産者、多重債務者の急増を招きかねず、許されるべきではない。今、多重債務者のために必要とされる施策は、相談体制の拡充、セーフティネット貸付の充実及びヤミ金融の撲滅などである。

そこで、消費者庁の所管ないし共管となる地方消費者行政の充実及び多重債務問題が喫緊の課題であることも踏まえ、国に対し、下記の施策を求める。

記

- 1 改正貸金業法を早期に完全施行すること。
- 2 自治体での多重債務相談体制の整備のため相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど相談窓口の拡充を支援すること。
- 3 個人及び中小企業者向けのセーフティネット貸付をさらに充実させること。
- 4 ヤミ金融を徹底的に摘発すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成21年12月16日

愛知県丹羽郡大口町議会

(提出先)

衆議院議長	横 路 孝 弘
参議院議長	江 田 五 月
内閣総理大臣	鳩 山 由紀夫
総務大臣	原 口 一 博
法務大臣	千 葉 景 子
金融担当大臣	亀 井 静 香
消費者及び食品安全担当大臣	福 島 瑞 穂
国家公安委員会委員長	中 井 治

以上であります。

議長（齊木一三君） これをもって提案理由の説明を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第11号については、質疑を省略し、直ちに討論・採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 異議なしと認めます。

これより討論・採決に入ります。

議員提出議案第11号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書提出について、討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 討論なしと認めます。

続いて、議員提出議案第11号の採決に入ります。

本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第98号及び議案第99号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（齊木一三君） 日程第5、議案第98号 財産の取得について及び議案第99号 財産の取得についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

森町長。

町長（森 進君） それでは、議長さんのお許しをいただきましたので、追加上程をさせていただきます。いただきました議案の説明をさせていただきます。

議案第98号及び議案第99号 財産の取得についてであります。

大口北小学校用一般備品及び小中学校教育ネットワークコンピューター一式購入のため、地方自治法第96条第1項第8号、並びに大口町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、生涯教育部長より説明をさせていただきます。

以上、2議案についての提案説明とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

議長（齊木一三君） 生涯教育部長、説明願います。

生涯教育部長（三輪恒久君） 議長の御指名をいただきましたので、議案第98号、北小学校用

一般備品売買契約について説明をさせていただきます。

この議案につきましては、平成21年12月8日に指名競争入札を執行いたしました結果、議会の議決に付すべき契約事件となりましたので、今定例会で議決をお願いするものであります。

明日の学校づくり施設整備事業として、北小学校を旧北部中学校の跡に移転することに伴い、新たに北小学校の一般備品と各小中学校の備品を購入するものであり、平成22年4月より使用していく132品目1,810点に及ぶ備品であります。

なお、契約の内容であります。議案書に記載してあるとおりであり、参考資料といたしまして指名競争入札執行調書を添付しましたので、御参照くださいますようお願い申し上げます。

以上で議案第98号の説明といたします。

続いて、議案第99号、小中学校教育ネットワークコンピューター一式売買契約について説明をさせていただきます。

この議案につきましても、平成21年12月8日に指名競争入札を執行いたしました結果、議会の議決に付すべき契約事件となりましたので、今定例会で議決をお願いするものであります。

今回のパソコンの設置については、従来型と異なり、各パソコンのデータ等の保存機能を集中して管理する新クライアント方式によるものであり、大口中学校の電算室にサーバーを設置するものであります。

なお、契約の内容であります。議案書に記載したとおりであり、参考資料といたしまして指名競争入札執行調書を添付いたしましたので、御参照ください。

以上で議案第99号の説明とさせていただきます。

議長（齊木一三君） これをもって提案理由の説明を終了いたします。

続きまして、議案に対する質疑を行います。

質疑は、大口町議会会議規則第54条の規定により、同一議員につき、同一の議題について3回までとなっておりますので、御了承を願います。なお、質疑、答弁とも簡潔・明瞭をお願いいたしまして、議事運営に格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

議案第98号 財産の取得について質疑に入ります。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 田中一成議員。

2番（田中一成君） 取得金額は3,633万円だということでありまして、その品目数などについて御説明がありましたけれども、北小学校に今現在あるもので使えるものは使うんだろうというふうに思いますけれども、現在の北小学校にある備品で使えるものはどの程度活用し、なお、不足するものについては3,633万円で購入するという、その仕分けなどはどのようになさ

れたんでしょうか。

議長（齊木一三君） 学校教育課長。

学校教育課長（近藤孝文君） 田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

当然、旧北部中学校の備品も使うことを前提に、担当職員の方で選定してきてくれました。それと、現北小学校の備品をなおかつ有効に使うということを前提に、それ以外でさらに新しいものを追加するというので、今回の一般備品の契約になったわけでございます。

金額としては3,633万円ということで、前回の新生大口中学校のときと比べますと、このときは9,800万円ほどでしたので、約3分の1近く圧縮させて、今回の対応とさせていただきます。なお、この使用に際しまして、役所関係、並びに保育園、それから各施設、公共施設に使用の呼びかけを行いました。それも踏まえて今回の入札に臨んだものでありますので、よろしく願いいたします。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 田中一成議員。

2番（田中一成君） 例えば、その机とかいすは従来のものが使えるということで作るんですか。

議長（齊木一三君） 学校教育課長。

学校教育課長（近藤孝文君） 児童用の机といすにつきましては、新しいものを買わせていただきます。先ほど部長の方から1,810点と品目の数を言いましたけど、机につきましては720点、それからいすにつきましても同じく720点ということで、大半が児童用の机・いすが新しいものだと思います。

議長（齊木一三君） 他にございませんか。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） 北小学校の今児童数というのは、一体どのくらいお見えになるんでしょうか。

私も以前、通学区域の変更の委員等にかかわったことがあるわけですがけれども、要するにその当時が今から5年ほど前だったと思うわけですがけれども、小学生の数もどんどんふえていくような、そういう傾向であるということだったわけですがけれども、今、机・いす720ずつ購入されるということなんですけれども、ここまだ何年間かは児童数もふえていくんじゃないでしょうか。そこら辺のところはどうなんでしょうか。

議長（齊木一三君） 学校教育課長。

学校教育課長（近藤孝文君） 先ほど買わせていただく児童の机の数がそれぞれ720と申し上げ

げましたけど、それぞれの学年、1年生から6年生まで6学年ございますけど、3学級分ですから、3掛ける6学年の18教室につきましては、新しいものでそろえさせていただきます。その他に学習室、将来的な学級増を見込んだものの部屋をつくっておりますけど、この部屋に関しては現在ある北小学校の古い備品でセットしていく予定でございます。なお、児童数につきましては資料を持っておりませんが、600前後で当分動くんじゃないかなあと思っております。以上です。

議長（齊木一三君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） これをもって議案第98号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第99号 財産の取得について質疑に入ります。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 田中一成議員。

2番（田中一成君） たしかリース期間がまだ1年残っておるけれども、経済対策という国の方針でこれを新しいものに買いかえるということですが、庶民感覚からしますと、リース期間が1年残っているのに、年金も切り下げられるのに、庶民は冷や水を食わされておるのに、景気対策だといってこういうところで1億3,000万も使うというのは、それは景気対策ですから、例えばプリウスなんかも売れていることによって下請工場の中でも3ヵ月分冬のボーナスがもらえると喜んでる人もいますから、政府がやっている景気対策も一概に全部だめとも言えなし、全部いいとも言えないところがあるんですが、こういうことについて町の方も行政の合理化に努めて、そこで浮いた金を何とか学校給食費の無料化の財源にしたいとかいうことで、きゅうきゅうと努力をしている中で、こういう経済対策のあり方というのは、果たして住民の皆さんに100点満点をつけていただけたらと思いますか。

議長（齊木一三君） 学校教育課長。

学校教育課長（近藤孝文君） 田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

当然、現在リースするものについては、リース料を払って買い取りさせていただきます。本年度、リースの更新を迎えておりまして、平成21年度予算としてお認めいただいたわけなんですけど、今回はこの経済対策として国の方から補助金の提供が来まして、私ども見直しをかせさせていただきました。今回の見積もり段階の予算で、買い取った場合1億4,380万円要ります。だけど、このままリースを続けると、1億6,400万円ほどのリース料が発生するわけです、5年間。そうしますと、その差し引きというのが2,000万ほどございますので、今回買い取りした結果2,000万円というお金が浮いて、それが町長の公約にもあります給食費等へも、その

予算として手当てができるんじゃないかなあと思っておりますので、よろしくをお願いします。

議長（齊木一三君） 他にございませんか。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） 頑張ってみえる状況は、担当のところではわかるわけでありましてけれども、当然買い取りということになると、管理するのは町が直接管理しなくてはいけなくなるわけですね。今まで、リースの場合ですとメンテナンス等々は当然そのリース会社が行ってくれるわけですが、買い取りということになると、そのメンテナンスについてはまた別個の契約になるわけですね。それは買い取って、その機械を例えばリースと同じように5年間リースをしたのと、大体リースというと5年ぐらいですね、こういうものというのは。そうすると、その5年間に大体メンテナンスの費用というのは一体いかほどかかるんでしょうか。

議長（齊木一三君） 学校教育課長。

学校教育課長（近藤孝文君） 当然、購入すれば保守点検料というのは出てくるかと思えます。おおむね半年は無料のメンテ、半年後は有料のメンテが発生するだろうと思えますけど、今ここで資料を持っておりませんので、申しわけございません。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） この後、買い取るということになるとそういう費用が要するというのも認識をしていかないといけないのではないかなあというふうに私は思うわけでありまして。リースだと、リース期間が済めばまた新しいのに更新しましょうということで、機械そのものの引き取りも当然リース会社が行っていくわけですが、買い取りということになると、今度新しいものに更新しようと思うと、今度また引き取りの費用も買い取った側が当然かかるわけですね。ですから、そういうことも一方で私は考えていかなければならない面ではないかなあというふうに思うんですね。

私の家にあるコンピューターも、8年ぐらい使っているんですね。中身を入れかえて使っているわけですが、ソフトを入れかえてね。やっぱり古いわけですから、動きもやっぱりにすいわけですね。にすくなると買いかえたいなあという気持ちになるわけですが、それでも我慢して使っているわけですが、しかし、これをほころうとを思うとリサイクル料が実際には生じてくるわけですね。例えば画面等々になってくれば。ですから、そういうことも一方で私は考えていくべきだと思いますし、また今回買い取ったということですので、きょうはそういう資料がないということですので、きょうは結構ですが、また改めて一度、これだけの金額のものを買うわけですから、実際にどの程度の維持するための費用がかかるの

か、またさっき言いましたように、一定の期間が済んで新しいものに更新する場合はどのくらいのリサイクルのための費用がかかるのか等々も、また後日お教えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（齊木一三君） 学校教育課長。

学校教育課長（近藤孝文君） 後日、資料を用意させていただいて、また御説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

議長（齊木一三君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） これをもって議案第99号の質疑を終了いたします。

これより、討論・採決に入ります。

議案第98号 財産の取得について、討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第98号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第99号 財産の所得について討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第99号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

議長（齊木一三君） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、平成21年第12回大口町議会定例会を閉会いたします。

（午前10時40分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

大口町議会議長 齊 木 一 三

大口町議会議員 田 中 一 成

大口町議会議員 柘 植 満

写

平成21年12月10日

大口町議会議長 齊 木 一 三 様

総務建設常任委員会

委員長 倉 知 敏 美

総務建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第75条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	結 果
第 8 8 号	大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について	原案可決
第 8 9 号	大口町職員等の旅費に関する条例の一部改正について	原案可決
第 9 0 号	平成21年度大口町一般会計補正予算（第7号）（所管分）	原案可決
第 9 2 号	平成21年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決
第 9 3 号	愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について	原案可決

請 願	件 名	結 果
第 2 号	「所得税法第56条の廃止を求める意見書」提出を求める請願書	不採択

写

平成21年12月9日

大口町議会議長 齊 木 一 三 様

文教福祉常任委員会

委員長 丹 羽 勉

文教福祉常任委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第75条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	結 果
第90号	平成21年度大口町一般会計補正予算(第7号)(所管分)	原案可決
第91号	平成21年度大口町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	原案可決
第94号	愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	原案可決
第95号	明日の学校づくり施設整備事業大口北っ子わくわく小学校整備工事(第1工区)請負契約の変更について	原案可決

請 願	件 名	結 果
第3号	ボッシュ・レックスロス名古屋工場の閉鎖問題についての請願書	不採択
第4号	年金のマイナス物価スライド実施中止を政府に求める意見書を提出する請願書	不採択